

リスク管理体制

当行は指名委員会等設置会社制度を採用しており、取締役会がリスク管理体制および内部統制体制の大綱を決定し、執行役がそれらの体制を構築・運営し、さらに監査委員会が中心となってその監督を行う体制により、組織的にリスクコントロールがなされています。当行では、取締役会が「リスク管理基本ポリシー」を定め、各主要リスクに関する管理規定を決定するとともに、資本配賦等重要なリスク管理目標およびリスク許容レベルを設定しリスク管理態勢の構築に責任を持つ一方で、業務執行を担う執行役会が具体的なリスク管理規程の制定、詳細レベルのリミット等の設定・見直し、リスク計測モデルの承認、償却・引当水準の検証・承認などの重要事項の決定を行う態勢を構築しています。「リスク管理基本ポリシー」においては、管理すべき主要リスクを明確にし、それぞれのリスクカテゴリーを所管する専門部署を定めています。具体的には、信用リスクはリスクマネジメント部門、

市場リスク・流動性リスクはリスク統括部、オペレーショナルリスクのうち、コンプライアンスリスクはコンプライアンス統括部、法務リスクは法務部、事務リスクはオペレーション統括部、システムリスクはIT戦略部、労務リスクは人事部、総務・管財リスクは総務部、レピュテーションリスクは経営企画部が所管しています。そして、これらのリスクをリスク統括部が網羅的・体系的に管理しており、各リスク所管部署を統括し、リスクの計量化とともに統合的な管理を行っています。各主要リスク所管部署においては、リスク管理に関する基本ポリシーや規程などの整備を進める一方、ルールの遵守状況や限度額管理などのモニタリング活動を行うとともに、担当執行役・リスク関係委員会・取締役会・取締役会への定期的な報告を行っています。また、内部監査部が、内部管理の適切性・有効性の検証を行い、適切なリスク管理体制の維持に努めています。

リスク管理体制の概要

リスクの種類	リスクの定義(一部要約)	取引の種類	リスク管理部署	委員会	ガバナンス組織	
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消失する等損失が発生するリスク	貸出金 有価証券 オフバランス	リスク マネジメント部門	クレジット・リスク・ コミッティー	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 10px;">取締役会</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 10px;">リスク管理委員会</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 10px;">執行役会</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 10px;">内部監査部</div> </div>	
市場リスク	市場での相場変動による資産価値の喪失または減少リスク	有価証券 オフバランス	リスク統括部	ALM委員会		
流動性リスク	必要な金額の資金の調達不能、または正常な方法と価格での市場取引不能リスク	預金 有価証券 オフバランス				
オペレーショナル リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク	すべての取引 すべての活動	リスク統括部	オペレーショナルリスク 管理委員会		
コンプライアンス リスク	法令等不遵守により損失が発生するリスク			コンプライアンス 統括部		コンプライアンス委員会 AML監督委員会
法務リスク	法令等の誤った解釈や不適切な契約締結により損失が発生するリスク			法務部		
事務リスク	役職員の不正確な事務や事故・不正等により損失が発生するリスク			オペレーション 統括部		
システムリスク (情報セキュリティリスクを含む)	コンピュータシステムの停止・誤作動または情報システムの不正使用により損失が発生するリスク			IT戦略部		情報システム委員会
労務リスク	労務管理、職場の安全・衛生不備、役職員の不法行為等により損失が発生するリスク			人事部		人事委員会
総務・管財リスク	自然災害、テロ等により有形資産が毀損するリスク、総務管理の不備により損失が発生するリスク			総務部		
レピュテーションリスク	ネガティブな風評により損失が発生するリスク			経営企画部		
危機 対応	自然災害 人的災害 レピュテーション 金融危機		リスク統括部	BCM委員会		

■ 信用リスク

当行では、「クレジット・ポリシー」をはじめとする基本方針・基本規程に基づき、案件審査・債権管理、信用格付の運営、自己査定・償却・引当、信用リスク計量および与信ポートフォリオ管理を行っています。

● 案件審査・債権管理

リスクマネジメント部門では、業種や与信形態の特性に応じた規定を定めて案件審査および債権管理を実施しています。

● 信用格付の運営

リスクマネジメント部門では、債務者の債務履行能力に応じた債務者格付を付与し、これを利用して案件審査・債権管理を実施しています。

● 自己査定・償却・引当

貸出資産の自己査定については、リスクマネジメント部門にて、明確な判断基準を定めた規程に基づき、資産内容の実態を把握したうえで実施しています。また自己査定結果に基づき、適切な償却引当額の算定を行っています。

● 信用リスク計量

リスク統括部では、与信ポートフォリオのリスクを適正に評価するため、統一的なリスク指標であるVaR^(注)を使って信用リスク量を計測し、計測結果を取締役会および執行役員に報告しています。

● 与信ポートフォリオ管理

信用リスクを適切にコントロールするため、取締役会では大口与信先およびリスク特性が相似した特定業種・特定商品へのクレジットリミットを設け、与信集中リスクをコントロールしています。

(注) VaR(バリュー・アット・リスク)：一定期間に一定の確率内で発生する資産の最大損失額のこと、統計的手法を用いて算出します。

■ 市場リスク

当行では、「市場性リスク管理の基本ポリシー」に基づき、銀行全体の市場リスクの定量的な把握・分析をリスク統括部が担当し、ALM^(注)委員会および取締役会に定例報告する体制が構築されています。

(注) ALM:資産(Asset)と負債(Liability)を統合的に管理(Management)することです。

■ 流動性リスク

当行では、「流動性リスク管理の基本ポリシー」に基づき、銀行全体の資金繰り等を日々モニタリングし、逼迫度合いを把握するとともに、資金繰りに悪影響を及ぼすと想定される風評等についての情報を常に収集・分析対応できる体制を構築しています。

■ オペレーショナルリスク

当行では、リスク統括部を中心に、オペレーショナルリスク管理に必要な情報をモニタリングし、分析を行ったうえで、取締役会およびオペレーショナルリスク管理委員会に定期的に報告する体制を整備しています。

さらに、オペレーショナルリスクに含まれる各リスクについては以下の通りの管理体制を構築しています。

● 法務リスク

法務部は、法務リスクの発生の予防・極小化に努めるほか、必要に応じて弁護士などの専門家の意見を聴取する体制をとっています。また、法令の制定・改廃への対応や訴訟進行・管理を行っています。

● 事務リスク

当行では「事務リスク管理基本ポリシー」を定め、事務リスクの組織横断的な把握、計測、評価、管理を行うとともに全行的な意識統一および徹底を図ることで、事務リスクの防止、回避、極小化を図っています。

● システムリスク

当行では、社会的影響に鑑み、コンピュータシステムの安定稼働および情報資産の適切な保護をシステムリスク管理上の最重要項目に位置付け、対策を講じています。

● 労務リスク

人事部は、従業員の労働環境や職場の安全・衛生の維持・向上に努め、労務リスクの発生の予防、極小化を図っています。

● 総務・管財リスク

総務部は、建物・設備の点検体制の強化や、バリアフリーの充実、耐震強化等を進め、総務・管財リスクの極小化を図っています。

■ レピュテーションリスク

当行では、レピュテーションリスクが、信用の上に成り立つ金融機関にとって致命的な悪影響を与える可能性があり、一元的に把握・管理され適切に対応されることが必要不可欠であるとの認識のもと、「レピュテーション・リスク管理規程」を定めるとともに、風評被害に対する管理体制の構築を図っています。

また、レピュテーションリスクによる緊急事態に備えて「レピュテーション・リスク対応コンティンジェンシー規程」を策定しています。

■ 危機管理

当行では、「コンティンジェンシー・プラン基本ポリシー」に基づき、業務継続に重大な悪影響を及ぼす「大規模地震」「金融危機」などの緊急事態が発生した際の業務継続の対応方針・手順をコンティンジェンシー・プランおよび危機管理関連諸規則として定め、危機管理態勢を構築・整備し、定期的に訓練を実施するなど危機対応の実効性の確保に取り組んでいます。また、危機管理の状況を、定期的に取締役会およびBCM委員会に報告しています。

■ 内部監査体制

当行では、他の業務部門から独立して内部監査機能を担う内部監査部を設置し、リスクの管理状況、法令・規程等の遵守状況を含む業務全般にわたる監査を行っています。